

計画等の案の概要

名称	屋外広告物規制地域の指定		
公表するもの	屋外広告物規制地域の指定案		
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和8年1月29日(木)～令和8年2月12日(木)
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702
総合計画における位置づけ	9-1 魅力的な生活空間の創出 (1) 豊かな暮らし空間の実現		
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会		

1 趣旨

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制内容を定めています。

令和7年度末に条例適用市内で、供用開始を予定している道路があり、供用開始予定区間及びその沿道地域周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために、屋外広告物の表示等を制限する地域として指定することとしました。

なお、当該区間の規制案については令和7年12月12日～令和8年1月16日の間にパブリックコメントを実施しましたが、添付した参考図書の「規制イメージ図（菊川市・赤土高橋線）」において「今回の工区」の位置（赤線）などが実際と異なっていたため「今回規制をかける範囲（普通規制地域）」を修正し、再度実施するものであり、その他規制の内容などに変更はありません。（実施結果については別添3のとおり）

2 指定案の骨子

(1) 指定する区間、規制内容及び指定理由等

ア 指定する区間及び規制内容等

菊川市		
路線名	市道赤土高橋線	県道大東菊川線
区間	南71号線との交差から県道大東菊川線との交差点まで	菊川市道赤土高橋線との交差点から南88号線との交差点まで（既開通道路）
区域	当該区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	
規制内容	普通規制地域	

・普通規制地域（静岡県屋外広告物条例第5条）

屋外広告物の表示等をするには知事（市にあっては市長）の許可を要する地域。

屋外広告物の形態ごとに高さ、表示面積等の基準が定められています。

イ 規制図（イメージ図）

別添1のとおり

ウ 新旧対照表等

別添2のとおり

工 指定理由

菊川市：市道赤土高橋線は既に規制地域に指定されている供用開始済み区間の延伸により県道掛川浜岡線と県道大東高橋線との接続道路となるため、供用開始済み区間と同様に沿道100メートルの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

(2) 施行予定日

上記規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て道路供用開始前に施行する予定です。